店舗等魅力向上チャレンジ支援補助金の概要(対象を含む)

産業文化部 商工勤労課

1 事業概要

市内に新規出店しようとする事業者に対し、出店に係る経費(改装費、設備購入費等)の一部または家賃の一部に対して、魅力店舗チャレンジ出店促進型(A)及び商店街空き店舗活用型(B)で補助するもの

- 2 支給対象((A)(B)共通)
 - (1) 対象者

個人事業者、中小企業者、特定非営利活動法人 等

(2) 対象事業

下記の①~③の事業を実施する場合

- ①店舗で行う主たる事業が日本産業分類に掲げる以下の業種のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業
 - ア 小売業
 - イ 飲食店
 - ウ 持ち帰り・配達飲食サービス
 - エ 洗濯・理容・美容・浴場業
- ②観光振興に資する休憩所やギャラリーの設置、運営等、来宝者の滞留性を高める事業 ※①の事業のいずれかを併設すること
- ③その他出店地域もしくは商店街の魅力向上に資すると市長が認める事業(イベント等の一過性の事業を除く)
- 3 補助対象経費
 - (A) 魅力店舗チャレンジ出店促進型
 - ①出店に係る設備購入費
 - ②空き店舗等の改装に要する経費及び建物に付属する設備工事費
 - ③その他市長が必要と認めるもの
 - (B) 商店街空き店舗活用型 上記対象事業を行う空き店舗に係る家賃
- 4 対象地域
 - (A) 魅力店舗チャレンジ出店促進型

宝塚市内全域(対象エリアの場合、補助金上乗せ)

※対象エリア…観光プロムナードに準拠した区域、清荒神参道沿い、北部西谷地域

(B) 商店街空き店舗活用型

市内商店街の空き店舗(3カ月以上空き店舗であること)

- 5 補助金額((A)(B)併給可)
 - (A) 魅力店舗チャレンジ出店促進型

出店に係る初期費用(改装費、設備購入費等)の1/2以内(上限120万円、対象エリアの場合15万円を上乗せし、上限135万円とする)を補助

(B) 商店街空き店舗活用型

出店に係る1年間の家賃の一部を補助(2万円/月(上限24万円)) ※中心市街地区域は1万円/月を上乗せ

- 6 補助金申請について
 - (1)申請期間
 - (A) 魅力店舗チャレンジ出店促進型 7月中旬から8月中旬(予定)。申請期間終了後、審査会にて補助事業者を選定する。
 - (B) 商店街空き店舗活用型 7月中旬から随時申請受付。
 - (2) 募集件数(補正予算額 7,500千円)
 - (A) 魅力店舗チャレンジ出店促進型(4件程度:5,400千円) 申請期間終了後、審査会にて補助事業者を決定
 - (B) 商店街空き店舗活用型 (7件程度:2,100千円) 随時書類審査にて補助事業者を決定